

6月以降の福祉保健活動拠点の利用について

横浜市の指示により、6月1日より福祉保健活動拠点の利用を一部再開します。当面の間、利用にあたり下記の要件等がありますので、ご確認ください。なお、横浜市の方針が変更になった場合は、都度対応します。

1 利用時の感染拡大防止の取組について

- ・代表者は参加者の把握に努める（氏名、連絡先等）
- ・マスクの着用、手洗い及び手指消毒の徹底
- ・対人距離の確保 2 m（最低1 m）以上 ・換気を実施（窓開放、換気扇使用）
- ・職員による室内消毒を行うため、利用時間の厳守

2 開館時間及び利用時間について

【開館時間】平日及び土日祝の9：00～17：00 ※夜間は引き続き休止

【利用時間】午前 9：00～12：30 午後 13：00～16：30

※長時間の利用を避けるため、午前午後連続した利用はできません

※入替時の消毒・換気及び閉館準備のため、30分短縮となります

3 利用人数について（各室定員の50%以下）

- ・多目的研修室30名 ・団体交流室7名 ・対面朗読室4名
- ・録音室2名 ・点字制作室5名 ※フリースペースは利用できません

4 利用不可の活動について

- ・大声での発声、歌唱、吹奏楽器の演奏、運動等により多量の呼気が想定される活動
- ・飲食（水分補給は可）
- ・対人距離が2 m（最低1 m）以上確保できない利用

5 予約受付について

- ・電話受付のみとなります（初回受付のみFAXと電話で受付いたします。）
- ・抽選対応が必要な場合は、指定管理者が抽選を実施します

6 その他

- ・コピー機等は予約制です（各機械の使用は一度に1名）
- ・物品貸出は原則行いません

令和2年5月29日
指定管理者